

学習者用端末利用に係る留意事項

●文部科学省が打ち出した GIGA スクール構想に基づき、市立小・中学校に通学する児童生徒に学習者用端末及び充電器の無償貸出を、以下の通り実施します。今後、貸出機器の利用に係り、下記の同意書の提出をお願いします。

●貸出期間は、提出した年度末までとします。ただし、次年度も同一校に通学することが決まっている場合、同意書はその都度自動的に更新されるものとします。

●転出や卒業など、お子様が通学する学校での在籍期間が終了するまでに、貸出機器を遅滞なく返却してください。

●本市は Google のクラウドサービス（Google for Education）を利用します。時間・場所を問わずオンラインでの学習が可能となり、児童生徒の「学習成果物」をクラウド上にて管理することで、習熟度に応じたフォローアップが可能となることから、豊見城市教育委員会及び学校が管理する Google アカウントをはじめ、児童生徒並びに教師による使用を目的に作成した宿題等を Google に提供します。

コアサービス以外にミライシード、Google Earth、Google マップ、Google フォト、Google 翻訳、YouTube、Google Cloud Platform、デジタル教科書、MEXCBT、まなびポケットを利用することがあります。

●アカウントの氏名については、Google で利用可能な文字に置き換えます。

（旧漢字等が常用漢字になります。）

家庭における端末の取扱いについて、下記の点に注意してください。

公序良俗に反することや、また貸し・転売等の違法行為はもとより、児童生徒の生活リズムを極端に崩すような使用はしないでください。

端末は「だれが」「どんなことを」「どのくらい」使ったのか確認ができます。生徒指導に係る事案が発生した場合、調査のため、学校から保護者へ連絡することがあります。

端末の故障及び破損に係る費用について、原則として豊見城市教育委員会が負担しますが、故意または重大な過失がある場合、ご家庭負担による修理や買い直しを求めることがあります。

故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、勝手に修理せず、速やかに学校に申し出たうえ、学校の指示に従って下さい。盗難の場合は、警察に届け出て、その証明を受けてください。

精密機械です。小学校・中学校を卒業するまで使います。丁寧・適切な取り扱いをお願いします。

第 5 号様式（第 4 条関係）

令和 年 月 日

学習者用端末等利用同意書

（あて先） 豊見城市 教育長

学習者用端末及び充電器の利用するにあたり、「学習者用端末利用に係る留意事項」を確認し、端末の利用に同意します。

豊見城市立伊良波中学校

年 組 生徒氏名

保護者 署名

※兄弟姉妹が複数いる場合は、人数分提出してください。